第 114 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株主資本等変動計算書 個 別 注 記 表 連結株主資本等変動計算書 連 結 注 記 表

> 2021年4月 1日から 2022年3月31日まで



第114期 2021年4月 1日から 2022年3月31日まで

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金		資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本	資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金
			剰余金	合計		繰越利益剰余金	合計
当期首残高	7,300	6,256	-	6,256	474	6,128	6,602
当期変動額							
剰余金の配当					33	Δ201	△167
資本準備金の取崩		∆3,000	3,000	-			
新株の発行	2,500	2,500		2,500			
当期純損失()						Δ3,380	Δ3,380
自己株式の取得							
自己株式の消却			Δ3,000	Δ3,000		△3,037	∆3,037
土地再評価差額金の						299	299
取崩						299	299
株主資本以外の項目							
の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	2,500	△499	-	Δ499	33	△6,320	△6,286
当期末残高	9,800	5,756	-	5,756	507	△192	315

(単位:百万円)

	株	主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券	土地再評価差額金	評価•換算差額等	
			評価差額金		合計	
当期首残高	Δ288	19,871	81	738	820	20,692
当期変動額						
剰余金の配当		Δ167				Δ167
資本準備金の取崩		1				1
新株の発行		5,000				5,000
当期純損失()		Δ3,380				Δ3,380
自己株式の取得	Δ6,038	△6,038				Δ6,038
自己株式の消却	6,037					1
土地再評価差額金の		299				299
取崩		299				299
株主資本以外の項目			158	△299	∆141	△141
の当期変動額(純額)			138	Δ299	Δ141	Δ141
当期変動額合計	Δ0	Δ4,287	158	Δ299	Δ141	△4,428
当期末残高	Δ288	15,584	239	438	678	16,263

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行って おります。

- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1)有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定) ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている 有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物3年~50年その他2年~20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについて は、行内における利用可能期間 (5 ~ 1 1 年) に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中の リース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額 については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の ものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 6. 引当金の計上基準
- (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることが

できる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、又は長期的な景気変動を反映するため計測可能な全期間平均値を下限として損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は189百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額の うち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異: 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業 年度から損益処理

(4)役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労 金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく 払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. 収益の計上方法

約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に 受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8.消費税等の会計処理

有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の各銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券売却損」に計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1.貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額 貸倒引当金 3,834 百万円
- (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6.引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、当事業年度においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大は継続しており、その影響は当面続くものと想定しております。なお、当該影響は全業種に及んでおり、当該影響により懸念される損失に備えるため、予想損失額は貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、又は計測可能な全期間平均値を下限として損失率を求め算定しております。

翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度 に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更

貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権に対する貸倒引当金は、従来、今後3年間の予想損失額を見込んで計上し、予想損失額は貸倒実績率の過去の算定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しておりました。しかし、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、2021年10年1日に公的資金を完済し株式会社福井銀行の子会社となったことから、グループ与信管理にあわせて当社の与信管理の方法を見直した結果、予想損失額の精緻化を図るため、当事業年度より、当該キャッシュ・フロ

ーを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金と する方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

また、破綻先及び実質破綻先に係る債権並びに破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権以外の債権に対する貸倒引当金は、従来、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しておりました。しかし、2021年10月1日に公的資金を完済し株式会社福井銀行の子会社となったことから、グループ与信管理にあわせて当社の与信管理の方法を見直した結果、予想損失額に長期的な景気変動を反映するため、当事業年度より、予想損失額は貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、又は計測可能な全期間平均値を下限として損失率を求め算定しております。

これらにより、当事業年度末の貸倒引当金が 1,382 百万円増加し、当事業年度の経常利益及び税引 前当期純利益は同額減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,511 百万円 危険債権額 8,840 百万円 要管理債権額 2,242 百万円 三月以上延滞債権額 - 百万円 貸出条件緩和債権額 2,242 百万円 小計額 12,593 百万円 正常債権額 312,654 百万円 合計額 325,248 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の 申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権で あります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成 績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で 破産再生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権 及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに 区分される債権であります。上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

- 2.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号)に基づき金融取引として処理しております。 これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を 有しておりますが、その額面金額は、2,198百万円であります。
- 3.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,106 百万円 預け金 10 百万円

担保資産に対応する債務

預金 285 百万円 借用金 22,000 百万円

上記のほか為替決済の取引の担保として、その他の資産3,000百万円を差し入れております。 また、その他の資産には、保証金98百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、62,072 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが57,802 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高 そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。こ れらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当 行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付 けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求する ほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応 じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5.土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の 再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税 金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産 の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 672 百万円

- 6. 有形固定資産の減価償却累計額 5,189 百万円
- 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 152 百万円
- 8. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額17百万円
- 9. 関係会社に対する金銭債権総額 1,746 百万円
- 10. 関係会社に対する金銭債務総額 235 百万円

11.当行は、当事業年度の末日が会社法第2条第24号に規定する最終事業年度の末日となる時後、 会社計算規則第158条第4号に規定する連結配当規制を適用する決定をしております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 0 百万円 役務取引等に係る収益総額 16 百万円

関係会社との取引による費用

役務取引等に係る費用総額 36 百万円 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 12 百万円

- 2. 関連当事者との取引
- (1)親会社及び法人主要株主等 該当ありません。
- (2)子会社等 該当ありません。
- (3)兄弟会社等 該当ありません。
- (4)役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員及びその	三田村 謙 (注 1)	(被所有) 直接	銀行取引	長期貸出金 (注 2)	-	貸出金	17
近親者	徳本 達郎 (注 3)	(被所有) 直接 -	銀行取引	長期貸出金 (注 4)		貸出金	17
(株)	(株)ギャラリー大井	(被所有)	銀行取引	長期貸出金 (注 6)	-	貸出金	48
役員及びその近親者が 議決権の過半数を所有	(注 5)	直接 -	正以1 1 42 つ1	当座貸越 (注 6)	貸越限度 50	貸出金	10
している会社等(当該 会社等の子会社を含 む)	(株)大井綜合美術 (注7)	(被所有) 直接 -	銀行取引	当座貸越 (注 8)	貸越限度 210	貸出金	130
	(株) キリン (注 9)	(被所有) 直接 -	銀行取引	長期貸出金 (注 10)	-	貸出金	15

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当行取締役。
- (注 2) 長期貸出金については、貸出利率は一般的取引条件と同様に決定しており、返済条件は期間 25 年・毎月分割返済と しております。なお、担保を受け入れております。
- (注3) 当行会長三田村 俊文の子の配偶者。
- (注 4) 長期貸出金については、貸出利率は一般的取引条件と同様に決定しており、返済条件は期間 25 年・毎月分割返済としております。なお、担保を受け入れております。
- (注5) 当行会長三田村 俊文の近親者が議決権の 66.6%を所有しております。
- (注 6) 長期貸出金については、貸出利率は一般的取引条件と同様に決定しており、返済条件は期間 10 年・毎月分割返済としております。なお、担保を受け入れております。 当座貸越については、貸出利率は一般的取引条件と同様に決定しており、返済条件は当座貸越契約期間 1 年・任意返済としております。なお、担保を受け入れております。
- (注7) 当行会長三田村 俊文の近親者が議決権の 91.0%を所有しております。
- (注8) 当座貸越については、貸出利率は一般的取引条件と同様に決定しており、返済条件は当座貸越契約期間1年・任意返済としております。なお、担保を受け入れております。
- (注 9) 当行会長三田村 俊文の近親者が議決権の 78.61%を所有しております。
- (注 10) 長期貸出金については、貸出利率は一般的取引条件と同様に決定しており、返済条件は期間 10 年・毎月分割返済としております。

3. 当事業年度において、廃止に関する意思決定を行った営業用店舗及び地価が継続的に下落し割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと等により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 1,275 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域		福井県内	その他
主な用途	営業用店舗	15 ヵ所	2ヵ所
	共用資産	1ヵ所	- ヵ所
種類及び減損損失額	土地	781 百万円	109 百万円
	建物	335 百万円	49 百万円

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。 当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、 当行の担保評価基準にて合理的に算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	777	2	-	780	
A 種優先株	-	6,000	6,000	-	
合 計	777	6,002	6,000	780	

- (注)1.自己株式の普通株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2. 自己株式のA種優先株式の株式数の増加及び減少は、自己株式の取得及び消却によるものであります。

(有価証券関係)

- 1.売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日現在) 該当ありません。
- 2.満期保有目的の債券 (2022 年 3 月 31 日現在) 該当ありません。
- 3.子会社株式 (2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注)上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額
	(百万円)
子会社株式	369
合計	369

4. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	株式	1,529	1,004	524
	債券	5,103	5,073	30
 貸借対照表計上	国債	610	599	10
	地方債	803	800	3
額が取得原価を 超えるもの	社債	3,689	3,673	15
ME / C & C 0 /	その他	12,347	10,848	1,498
	うち外国証券	100	100	0
	小計	18,979	16,926	2,053
	株式	1,417	1,564	146
	債券	21,507	21,916	409
貸借対照表計上 額が取得原価を	国債	5,669	5,916	246
	地方債	1,190	1,200	9
超えないもの	社債	14,647	14,800	152
E7.41100	その他	16,799	17,952	1,153
	うち外国証券	598	600	1
	小計	39,724	41,433	1,708
合	計	58,703	58,359	344

(注)上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	320
組合出資金	3,131
合計	3,451

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用 指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象としておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)		
株式	3,249	284	174		
債券	2,854	58	12		
国債	2,854	58	12		
地方債	-	•	ı		
社債	-	-	-		
その他	46,086	724	2,087		
うち外国証券	26,234	128	1,453		
合計	52,190	1,066	2,273		

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は0百万円(うち、株式0百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価又は償却原価に比べて 50%以上下落した場合、又は 30%以上 50%未満下落した場合において過去の一定期間における時価の推移ならびに当該発行会社の業績等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2022年3月31日現在)

該当ありません。

- 2.満期保有目的の金銭の信託(2022年3月31日現在) 該当ありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2022年3月31日現在) 該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注)	1,015	百万円
貸倒引当金	1,101	
退職給付引当金	207	
減価償却超過額	206	
有価証券償却	209	
その他	665	
繰延税金資産小計	3,405	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	1,015	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,948	
評価性引当額小計	2,964	
繰延税金資産合計	440	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	104	
その他	1	
繰延税金負債合計	106	
繰延税金資産の純額	334	百万円

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2022年3月31日)

	137K 122 () - 737-17							
	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)	合計 (百万円)	
税務上の繰越	-	295	-	-	62	657	1,015	
欠損金(*1)								
評価性引当額	-	295	•	-	62	657	1,015	
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-	

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

- (1株当たり情報)
 - 1株当たりの純資産額 252円 71 銭
 - 1株当たりの当期純利益金額 70円96銭

第114期 2021年4月 1日から 2022年3月31日まで

連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	7,300	6,256	6,788	Δ288	20,057	
当期変動額	·		_			
剰余金の配当			△167		△167	
親会社株主に帰属する当期純損失()			∆3,402		△3,402	
新株の発行	2,500	2,500			5,000	
自己株式の取得				△6,038	△6,038	
自己株式の消却		Δ3,000	∆3,037	6,037	-	
土地再評価差額金の取崩			299		299	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	2,500	△499	△6,308	Δ0	Δ4,308	
当期末残高	9,800	5,756	480	Δ288	15,749	

(単位:百万円)

		その他の包括利益累計額				
	その他有価	土地再評価	退職給付に	その他の包		
	証券評価差	差額金	係る調整累	括利益累計		
	額金		計額	額合計		
当期首残高	81	738	47	867	20,925	
当期变動額						
剰余金の配当					Δ167	
親会社株主に帰属する当期純損失()					△3,402	
新株の発行					5,000	
自己株式の取得					△6,038	
自己株式の消却					-	
土地再評価差額金の取崩					299	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	158	∆299	26	∆115	△115	
当期変動額合計	158	∆299	26	∆115	△4,424	
当期末残高	239	438	73	752	16,501	

連結注記表

連結計算書類の作成方針

(1)連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 1 社 福邦カード株式会社 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2)持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

持分法適用の関連法人等 該当ありません。 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。 持分法非適用の関連法人等

(3)のれんの償却に関する事項 該当ありません。

該当ありません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

- (2)有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ)有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定) ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている 有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~50年

その他 2年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により 償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、 当行及び連結子会社で定める利用可能期間 (5 ~ 1 1年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計

上しております。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、又は長期的な景気変動を反映するため計測可能な全期間平均値を下限として損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は189百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6)賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、 当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7)役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の 支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻 損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法 については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおり であります。

数理計算上の差異: 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の 年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の

(11)収益の計上方法

約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(12)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

翌連結会計年度から損益処理

(13)関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の各銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は、「その他業務費用」中の、「国債等債券売却損」に計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)第44 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1.貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額 貸倒引当金 3,911 百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者 区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、 設定しております。

なお、当連結会計年度においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大は継続しており、その影響は当面続くものと想定しております。なお、当該影響は全業種に及んでおり、当該影響により懸念される損失に備えるため、予想損失額は貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、又は計測可能な全期間平均値を下限として損失率を求め算定しております。

翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更

貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権に対する貸倒引当金は、従来、今後3年間の予想 損失額を見込んで計上し、予想損失額は貸倒実績率の過去の算定期間における平均値に基づき損失 率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しておりました。しかし、貸出条件緩和債 権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受 取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、2021年10年1 日に公的資金を完済し株式会社福井銀行の子会社となったことから、グループ与信管理にあわせて 当社の与信管理の方法を見直した結果、予想損失額の精緻化を図るため、当連結会計年度より、当 該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との 差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

また、破綻先及び実質破綻先に係る債権並びに破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権以外の債権に対する貸倒引当金は、従来、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しておりました。しかし、2021年10月1日に公的資金を完済し株式会社福井銀行の子会社となったことから、グループ与信管理にあわせて当社の与信管理の方法を見直した結果、予想損失額に長期的な景気変動を反映するため、当連結会計年度より、予想損失額は貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、又は計測可能な全期間平均値を下限として損失率を求め算定しております。

これらにより、当連結会計年度末の貸倒引当金が 1,382 百万円増加し、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,587 百万円
危険債権額	8,853 百万円
要管理債権額	2,242 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	2,242 百万円
小計額	12,683 百万円
正常債権額	313,126 百万円
合計額	325,809 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立 て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、 契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産再生債権及び これらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産 更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及び これらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分され る債権であります。上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

- 2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,198百万円であります。
- 3.担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

有価証券 24,106 百万円 預け金 10 百万円

担保資産に対応する債務

預金 285 百万円 借用金 22,000 百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、その他資産3,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 98 百万円、金融商品等差入担保金 1,200 百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、63,114 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが58,843 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5.土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額 と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 672 百万円

- 6. 有形固定資産の減価償却累計額 5.191 百万円
- 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 152 百万円

(連結損益計算書関係)

1. 当連結会計年度において、廃止に関する意思決定を行った当行の営業用店舗及び地価が継続的に下落し割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと等により投資額の回収が見込めなくなった当行の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,275百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域		福井県内	その他
主な用途	営業用店舗	15 ヵ所	2 ヵ所
	共用資産	1ヵ所	- ヵ所
種類及び減損損失額	土地	781 百万円	109 百万円
	建物	335 百万円	49 百万円

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、当行の担保評価基準にて合理的に算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

					TE . 1 1/1 /
	当連結会計年 度期首株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計年 度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	31,800	33,333	ı	65,133	(注)1
A 種優先株式	6,000	-	6,000	ı	(注)2
合 計	37,800	33,333	6,000	65,133	
自己株式					
普通株式	777	2	ı	780	(注)3
A 種優先株式	-	6,000	6,000	1	(注)4
合 計	777	6,002	6,000	780	

- (注) 1.普通株式の株式数の増加33,333千株は、新株式の発行による増加であります。
 - 2.A種優先株式の株式数の減少6,000千株は、優先株式の消却によるものであります。
 - 3.自己株式の普通株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 4.自己株式のA種優先株式の株式数の増加及び減少は、自己株式の取得及び消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金 の総額	1株当た り配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日	普通株式	93 百万円	3.00円	2021年3月31日	2021年6月25日
定時株主総会	A 種優先株式	74 百万円	12.46円	2021年3月31日	2021年6月25日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定日)	株式の 種類	配当金 の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	193 百万円	利益 剰余金	3.00円	2022年3月31日	2022年6月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出・有価証券投資等の銀行業務を中心とした金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、主として一般顧客からの預金によって資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、内在するリスク量を把握・検討のうえ適正な水準にコントロールするために、当行では、資産及び負債の総合的管理(以下「ALM」という。)を行っております。

当行の連結子会社の中に、クレジットカード業務及び信用保証業務を行う子会社があります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、当行が保有する有価証券は、主として株式、債券、投資信託及び出資金等であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債で主なものは、一般顧客からの預金であり、金利の変動リスクや予期せぬ資金流出がもたらす資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、有価証券関連取引では債券先物取引、債券オプション取引及び株価指数先物取引、通貨関連取引では先物為替予約取引であり、これらは信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、当行の貸出業務に関する諸規程及び信用リスク管理規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備しております。これらの与信管理は各営業店のほか業務支援部により行われ、信用リスクに関する事項を、定期的に経営会議に報告しております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、市場業務管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

()金利リスクの管理

当行は、取締役会において決定された「市場リスク管理方針」等に基づき、金利リスクを管理しております。具体的には、ALM委員会において、金融資産及び金融負債の運用、調達金利や期間を把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等を行うことにより、金利リスクを適切に管理しております。なお、金利リスクの管理状況については、定期的に経営会議等に報告しております。

() 為替リスクの管理

当行は、取締役会において決定された「市場リスク管理方針」等に基づき、為替リスクを管理しております。具体的には、市場業務管理室において直先総合持高等のポジションを適切に管理しております。なお、直先総合持高の管理状況については、定期的に経営会議等に報告しております。

()価格変動リスクの管理

当行は、取締役会において決定された「市場リスク管理方針」等に基づき、有価証券に係る価格変動リスクを管理しております。具体的には、市場業務管理室において、有価証券投資に関する各種限度額等を設定し、日次での遵守状況を適切に管理しております。なお、各種限度額等の遵守状況については、定期的に経営会議等に報告しております。

() デリバティブ取引

当行は、取締役会において決定された「市場リスク管理方針」等に基づき、デリバティブ取

引によって生じる市場リスクを管理しております。具体的には、市場業務管理室において、デリバティブ取引に関する各種限度枠等を設定し、日次での遵守状況を適切に管理しております。なお、各種限度枠等の遵守状況については定期的に経営会議等に報告しております。

()市場リスクに係る定量的情報

当行では、保有する有価証券に関して、「バリュー・アット・リスク(以下、「VaR」という。)」の手法を用いて、分散共分散法を採用し市場リスク量を算出しております。VaRとは、将来の一定期間(保有期間)に、ある一定の可能性の範囲内(信頼水準)で生じ得る最大損失額を統計的に推計した指標であり、また、分散共分散法とは、マーケットが正規分布に従って変動するとの仮定に基づいてVaRを計測する方法をいいます。VaR計測の前提条件は、保有期間 120 日、信頼水準 99%、観測期間 5 年として計測しております。但し、政策投資については保有期間を 240 日としています。2022 年 3 月 31 日現在の有価証券における市場リスク量は、3,156 百万円であります。

また、貸出金及び預金等の金利変動の影響を受ける金融商品(有価証券を除く)に関するVaRの算出においても、分散共分散法を採用しております。VaR計測の前提条件は、保有期間1年、信頼水準99%、観測期間5年として月次で計測しており、流動性預金についてはコア預金内部モデルを採用しております。2022年3月31日現在の預貸の金利リスク量は、1,643百万円であります。

なお、当行では有価証券に使用するVaRモデルについて、VaRと日次損益を比較するバックテスティングを実施し、有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

この為、VaRを補完するために、市場急変時を想定したストレステスト等を実施するなど、 市場リスクについて多面的な分析を実施しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、取締役会において決定された「流動性リスク管理方針」等に基づき流動性リスクを管理しております。具体的には、市場業務管理室において、流動性準備量等の資金管理を日次で適切に実施しております。また、資金調達手段の多様化に取り組むなど、緊急事態に備えた金融市場での資金調達のための体制構築にも努めております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1)有価証券			
その他有価証券	58,703	58,703	-
(2)貸出金	325,126		
貸倒引当金(*1)	3,905		
	321,221	329,035	7,814
資産計	379,924	387,739	7,814
(1)預金	437,241	437,243	2
(2)借用金	22,000	22,000	-
負債計	459,241	459,243	2
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(197)	(197)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(197)	(197)	-

- (*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (注 1)市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	320
組合出資金(*3)	3,131

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行なっております。
- (*3)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用 指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預け金	79,896	-	-	-	-	1
有価証券	2,755	4,520	5,406	7,088	17,462	7,800
その他有価証券のうち 満期があるもの	2,755	4,520	5,406	7,088	17,462	7,800
貸出金(*)	135,295	76,920	38,817	11,751	10,949	17,978
合 計	217,947	81,440	44,224	18,840	28,411	25,778

^(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない もの10,438百万円、期間の定めのないもの22,975百万円は含めておりません。

(注3)借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預金 (*)	373,809	19,468	6,398	-		0
借用金	22,000	-	-	-	-	-
合 計	395,809	19,468	6,398	-	-	0

^(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される 当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

	時価						
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計			
有価証券	9,261	21,028		30,290			
その他有価証券	9,261	21,028		30,290			
国債・地方債等	6,280	16,926		23,207			
社債		3,403		3,403			
株式	2,947			2,947			
その他	34	698		732			
資産計	9,261	21,028		30,290			
デリバティブ取引		197		197			
通貨関連		197		197			
負債計		197		197			

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

				<u> </u>	
	時価				
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計	
貸出金			329,035	329,035	
資産計			329,035	329,035	
預金 借用金		437,243		437,243	
		22,000		22,000	
負債計		459,243		459,243	

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額を時価としております。約定期間が長期にわたる貸出金においては、期限前償還リスクは 考慮しておりません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

内部格付や信用リスク等は重要な観察できないインプットであるため、当該時価はレベル3の時 価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引が主であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報(2022年3月31日)

	報告セク		
	銀行業	計	合計
役務取引等収益	893	893	893
預金・貸出業務	286	286	286
為替業務	307	307	307
証券関連業務	159	159	159
保険販売業務	62	62	62
代理業務	9	9	9
その他	68	68	68
顧客との契約から生じる経常収益	893	893	893
上記以外の経常収益	7,119	7,119	7,119
外部顧客に対する経常収益	8,012	8,012	8,012

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 256円 41銭
- 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 71円 41銭